

地域がん登録事業が含まれる、と答弁したことから、基本法においては、同事業の整備に関する事項は(まずは)がん対策推進基本計画の中で取り扱われることになるものと思われる。

3. その問題点

そもそも地域がん登録資料は、第12条から18条の計画の策定、および達成状況の調査(9条6項)、5年ごとの計画の検討・変更(9条7項)の作業に不可欠の情報インフラである。例えば、がんの専門医療従事者の育成(14条)のための計画策定の際、地域ごとのがんの罹患数や将来予測数がわからなければ、必要とする従事者の算定ができないため、的確な計画が立案できるはずがない。地域がん登録事業の整備が総花的に盛り込まれたがん対策推進基本計画の中の一項目に過ぎないという位置付けに止まる限り、本法の目指す個々の対策の実現は、危ういものになると予測せざるを得ない。加えて、精度の高いがん登録を医師・医療機関の篤志的協力の下に実現することは諸外国の例からも不可能であることは明白であり、この状況でいくら計画を策定したところで、附帯決議16が言う「登録精度の向上」は難しいであろう。

4. 提案

このような悲観的見通しを回避し、基本法の理念を真に実現に向かわしめるためには、附帯決議16が言う「所要の措置」が何であるかを特定し、その措置を早急に「講ずること」が肝要であると考え。その内容は、地域がん登録事業そのものに法的安定性を持たせること、事業にあたる国と都道府県の役割と連携のあり方を法的に明確化すること、届出を義務化すること、これらの事項を含む事業推進のための法律を制定すること、が含まれる必要があると考える。

以上の認識に立ち、地域がん登録事業を担う方々および関連する研究班に所属する研究者の方々に次の4点を提案したい。

第1に、平成24年(基本法施行後5年)までのわが国の地域がん登録事業のあるべき姿、到達目標を示

していただきたい。

第2に、あるべき姿を実現するための制度の青写真および平成24年までのロードマップを示していただきたい。

第3に、制度の青写真を実現するための財政措置の規模と法律案の中身について、関連の研究班等が協力し合い、できれば複数のオプションで提示していただきたい。これらの成果物は附帯決議16の「法案成立後、検討を行い」に必ず有用となるはずである。

第4に、国民、とりわけがん患者とその家族に対して、シンポジウム等の開催などを通じて地域がん登録事業についてわかりやすく広報し、基本法の理念の実現のためになぜ同事業の整備が早急に必要なのかを説明する機会を設けていただきたい。

がん診療連携拠点病院の整備について

佐々木 健
厚生労働省健康局総務課がん対策推進室

今日のがん対策は、平成16年度から開始された「第3次対がん10か年総合戦略」に基づいて各種施策を推進しているところです。この「第3次対がん10か年総合戦略」においては、全国どこでも質の高いがん医療を受けることができるようがん医療の「均てん化」を図ることを戦略目標の1つとして掲げ、「がん医療水準均てん化の推進に関する検討会」を設置し、がん医療の地域格差の要因などについて検討が行われ、昨年4月に具体的な是正方策について提言が出されたところです。

この提言を踏まえ、地域がん診療拠点病院の機能の充実・強化や診療連携体制の確保などの推進を目指し、昨年7月に「地域がん診療拠点病院のあり方検討会」を設置して指定要件の見直し等について検討を進めてきたところであり、今年2月に新たな整備指針として「がん診療連携拠点病院の整備に関する指針」を通知しました(健発第0201004号)。

本指針においては、各都道府県において、地域におけるがん診療連携を図りつつ、都道府県単位でがん医療において指導的役割を担う医療機関を設定するなど、質の高いがん医療を受けることができる体制を確保すること、その基盤の一つとして都道府県に概ね1か所の都道府県がん診療連携拠点病院と2次医療圏に1か所程度の地域がん診療連携拠点病院を整備すること等が盛り込まれたところです。

地域がん診療連携拠点病院の指定要件については、1) 診療体制、2) 研修体制、3) 情報提供体制、について詳細に書き込まれており、特に大学病院等の特定機能病院をがん診療連携拠点病院に指定する場合については、特に1) 腫瘍センター等の設置、2) 他拠点病院への医師の派遣、が指定要件に加わっております。

さらに都道府県がん診療連携拠点病院については、上記の用件に加え、都道府県での中心的ながん診療機能を担い、1) 地域がん診療連携拠点病院への情報提供、2) 地域がん診療連携拠点病院の医療従事者への研修、3) 都道府県がん診療連携協議会の設置、が要件として加わります。

なお、このがん診療連携拠点病院の整備については、医療計画等との整合性を図りつつ推進を図るものであり、この度改正された医療法における医療計画制度の見直しを踏まえて必要な見直しを行うことが予定されています。

なお、がん登録については、がん診療連携拠点病院においては、別途定められた、標準登録様式に基づく院内がん登録を実施することと共に、当該院内がん登録を活用することによって、都道府県が行う地域がん登録事業に積極的に協力することとされており、本年3月31日付けで通知が出されています（健習発第0331001号）。

このようながん診療連携拠点病院については従前からかなり詳細な要件が盛り込まれたところですが、その実施を支えるべく、国庫補助事業、診療報酬上の評価等が平成18年度より盛り込まれています。

まず補助事業については、平成17年度までは、地域がん診療拠点病院の運営を円滑に開始すべく、初年度に限って補助を実施していました。さらに平成18年度からは、がん診療連携拠点病院の機能強化と診療連携を一層推進する観点から、拠点病院の指定要件等について見直しを行い、平成18年度予算において都道府県がん診療連携拠点病院、地域がん診療連携拠点病院への補助金が計上されています。さらに平成18年の診療報酬の平成18年度改正において、がん診療連携拠点病院においては、他の医療機関等からの紹介による患者に対して、入院初日に限っての入院基本料特別加算が盛り込まれました。

こうした包括的な体制整備によって、がん診療連携拠点病院を中心とした今後の新たながん診療体制の一層の充実が期待されています。なお、がん診療連携拠点病院については、2月の通知を受け、各都道府県から推薦が上げられており、7月28日の検討会により指定される見込みです。

最後に、先日議員立法に成立した「がん対策基本法」について触れておきたいと思います。4章20条からなり、予防や医療、研究といった基本的な施策のほか、「がん対策推進基本計画」の策定や、「がん対策推進連絡協議会」の設置などについても書き込まれています。平成19年4月1日から施行される同法については、そこで規定されているこれらの項目の実施について、これから具体的な検討が始められていく予定です。

なお、がん登録については第十七条に、「国及び地方公共団体は、がん患者のがんの罹患、転帰その他の状況を把握し、分析するための取組を支援するために必要な施策を講ずるものとする」とあり、これは実質的ながん登録の一層の普及と推進を促すものと解されています。今後も、地域がん登録、院内がん登録の密な連携が一層推進されることが期待されているところであり、関係各位の一層のご尽力に期待いたします。